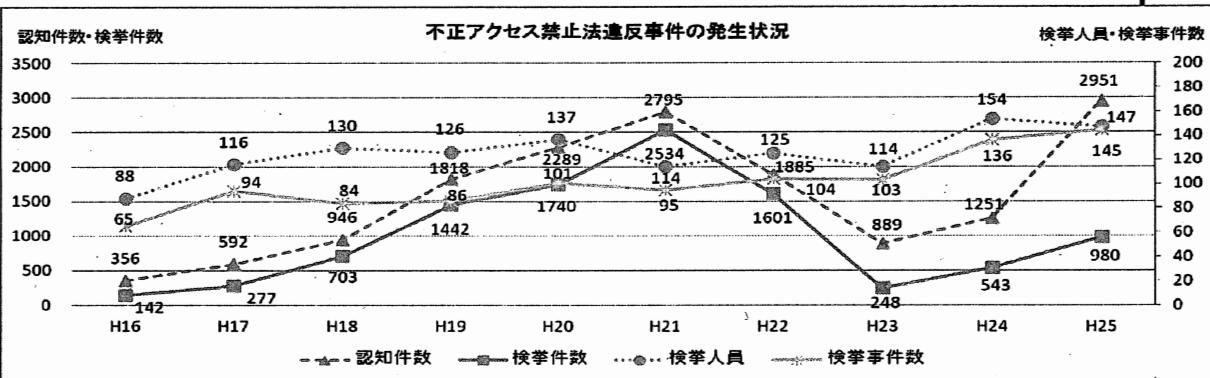


不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、毎年、不正アクセス行為の発生状況を公表するもの

## 1 不正アクセス行為の発生状況（公表要旨）

### (1) 認知・検挙状況

- 認知件数2,951件（前年比+1,700件）、検挙件数980件(+437件)
- 検挙人員147人(-7人)、検挙事件数145件(+9件)

1~7  
頁

### (2) 発生状況の特徴

#### ア 不正アクセス行為後の行為

認知した不正アクセス行為のうち、インターネットバンキングの不正送金が1,325件(44.9%)

#### イ 不正アクセス行為の手口

検挙した不正アクセス行為のうち、利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが767件(79.5%)

#### ウ 改正不正アクセス禁止法の適用

平成24年5月から新たに処罰対象となった識別符号取得行為、識別符号保管行為をそれぞれ2件、フィッシング行為を1件検挙

#### (参考) 連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃の状況

「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」による不正アクセス行為が約80万件

### (3) 防御上の留意事項

#### ア 利用権者の講ずべき措置

- ・ 安易に個人情報を入力しないなどの個人情報の適正な取扱い
- ・ 使い回しをしない、推測が容易なパスワードを避けるなど、パスワードの適切な設定・管理
- ・ コンピュータ・ウイルス等の不正プログラム対策

#### イ アクセス管理者等の講ずべき措置

- ・ ワンタイムパスワード等による個人認証の強化
- ・ ID・パスワードを使い回すことの危険性の周知

8~9  
頁

## 2 今後の対応

### (1) 取締りの推進

不正アクセス行為等の発生状況の集約・分析、都道府県警察間の合同・共同捜査等の推進により、効率的、効果的な捜査を推進

### (2) 広報啓発活動の推進

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づき、関連企業・団体等と連携して、警察庁ホームページ、パンフレット等を活用し、ID等の使い回しの危険性や不正アクセス対策について周知、広報啓発を推進

公 安 委 員 会	盲導犬の訓練を目的とする法人の 指定及び公示について	平成26年3月27日
説明資料No.2		交 通 企 画 課

## 1 盲導犬に関する制度の概要

(1) 道路交通法では、目が見えない者が道路を通行する場合には、白色若しくは黄色のつえを携えているか、又は、一般社団法人等で国家公安委員会が指定したものが訓練等を行った盲導犬を連れていなければならないと規定している（同法第14条、同法施行令第8条）。

(2) 法人の指定の基準は、「盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則」第1条第2項に次のとおり規定されている（現在、全国で10法人を指定）。

- 適切な訓練計画が定められていること。
- 訓練を行うため必要な知識及び技能を有する者が置かれていること。
- 訓練を行うため必要な設備を備えていること。
- 必要な経理的基礎を有すること。
- 他の業務を行っているときは、これにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

## 2 指定を受けようとする法人

### (1) 法人の名称等

名 称 一般財団法人全国盲導犬協会

住 所 茨城県ひたちなか市東石川3444番地7

訓練所の所在地 茨城県ひたちなか市東石川堂端3610番地10

※ 本法人は、全国の視覚障害者を対象として、視覚障害者に安全な盲導犬歩行を提供することを目的として、平成24年11月に一般財団法人として設立したもの。

### (2) 指定の公示等

指定の基準に適合していると認められるので、道路交通法施行令第8条第2項の規定に基づく指定を行い、名称等の公示を行うもの。

公 安 委 員 会

説明資料No. 3

「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」

の修正について

平成26年3月27日

警 備 課

## 第1 修正の経緯

- 防災基本計画の修正（平成26年1月17日中央防災会議）及び最近の災害対応に関する検討等を踏まえ修正を行うもの。
- 東日本大震災以降3回目、昭和38年6月の計画作成以来13回目の修正。

## 第2 主な修正事項

### 1 防災基本計画の修正等に関するもの

#### (1) 教養訓練の実施関係

災害現場に即した環境下における災害警備活動能力の向上に向けた教養訓練の徹底について明確化。

#### (2) 交通の確保に関する体制及び施設の整備関係

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯対策の推進について明記。

#### (3) 警察通信施設の整備関係

警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進について明記。

#### (4) 避難行動要支援者等への対応関係

避難行動要支援者等に対する実態把握の推進及び市町村長から入手した避難行動要支援者名簿の効果的活用等について明記。

#### (5) 避難誘導時の留意事項関係

立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合の屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保の措置等について明記。

### 2 最近の災害対応に関する検討を受けたもの

#### ○ 管区警察局における措置関係

災害警備能力の更なる向上を図るため、管区警察局における管轄区域内府県警察との情報共有、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施について明確化。

### 3 その他の修正

防災業務計画の根拠規定に、南海トラフ地震対策特別措置法等を追加したほか、災害対策基本法その他の法令の改正等に伴う用語の修正、災害対応の実務を踏まえた表現の適正化等。

公 安 委 員 会  
説明資料No. 4

平成26年度会計監査実施計画  
について

平成26年3月27日  
会 計 課

(略)

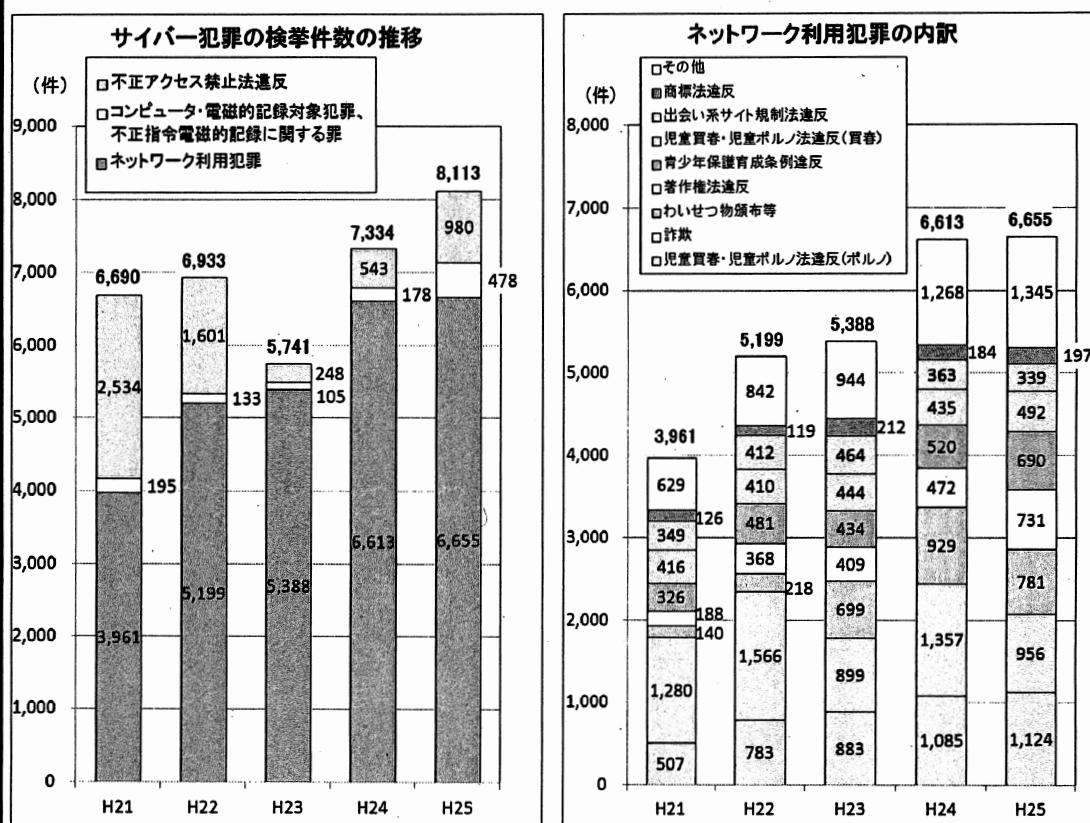
## 1 サイバー犯罪の検挙状況

[1頁]

平成25年中のサイバー犯罪の検挙件数は8,113件(前年比+779件、+10.6%)で、過去最高を記録。

- (1) ネットワーク利用犯罪は6,655件(+42件、+0.6%)で、過去最高。
- (2) 不正アクセス禁止法違反は980件(+437件、+80.5%)。
- (3) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪は478件(+300件、+168.5%)。

うち、不正指令電磁的記録に関する罪は27件。



## 2 サイバー犯罪等に関する相談状況

[3頁]

平成25年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は84,863件(前年比+7,048件、+9.1%)。

- (1) 詐欺・悪質商法に関する相談は36,237件(+7,124件、+24.5%)。
- (2) 迷惑メールに関する相談は10,682件(-2,264件、-17.5%)。

## 3 今後の対策

- (1) 全国協働捜査方式及びサイバー犯罪特別対処班の活用による、効率的・効果的なサイバー犯罪の取締りの推進を図る。
- (2) 新種のウイルスを検知する資機材等の活用、教養の充実により、悪質・巧妙化するサイバー犯罪の取締りの推進を図る。
- (3) 相談者側の視点に立ち、迅速かつ適切なサイバー犯罪等に関する相談対応を推進する。

公 安 委 員 会	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第8条に基づく検討結果について	平成26年3月27日 情報技術犯罪対策課
説明資料No. 6		

## 1 検討の概要

平成20年12月1日に施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」附則第8条に基づき、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」第3章及び第4章の規定の施行状況について検討を行い、その結果を取りまとめたもの。

## 2 法の施行状況と検討結果

改正法の施行後、出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数は減少を続け、平成25年の被害児童数は平成19年比約7分の1。

### (1) 出会い系サイト事業者の実態把握の促進（届出制の導入等）

事業者の実態把握が改善・促進等されており、引き続き、法に基づく取組がなされることが適当。

### (2) 不適格事業者による事業継続の防止（事業停止命令等の創設）

悪質事業者に対する行政処分等が行われており、引き続き、法に基づき監督措置を講じていくことが必要。

### (3) 出会い系サイト事業者による被害防止措置（閲覧防止措置の義務化等）

一定の取組がなされているが、依然として禁止誘引行為に係る情報が存在しており、引き続き、事業者による被害防止措置が必要。

### (4) 出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組の促進

民間による取組がなされており、引き続き、これらの取組を一層支援することが必要。

## 3 総括

法第3章及び第4章の規定については、その効果が認められる又は引き続き推進すべき内容であり、現行法令を見直すべき特段の事情は見受けられず、出会い系サイトに起因する被害児童数も減少していることから、引き続き、現行法に基づく取組を継続することが適当である。

## 1 検挙状況の推移（図1上段参照）

刑法犯と特別法犯を合わせた総検挙件数・人員は、近年減少傾向が続いていたが、平成25年は総検挙件数・人員共に若干増加した。

1頁

## 2 刑法犯検挙状況

### (1) 国籍等別の検挙状況（図1下段参照）

国籍等別の検挙人員は、中国が最多で、過去10年以上にわたって全体の約4割を占めている。

2頁

36頁

### (2) 罪種等別の検挙状況（図2参照）

- 過去10年以上、刑法犯検挙件数の7割以上を窃盗が占める。 31頁
- 窃盗犯の手口別検挙件数では、ここ数年、侵入窃盗は中国、自動車盗はブラジル、万引きはベトナムが上位を占めている。 36頁
- 37頁

### (3) 在留資格別の検挙状況（図3参照）

留学の在留資格を有する者の検挙人員を国籍別でみると、過去5年で中国及び韓国が減少し、ベトナムが約7倍に増加している。

7頁

## 3 今後の課題

### (1) 組織性が強い犯罪への対応（図4参照）

- 来日外国人による刑法犯全体の共犯事件の割合が低下する中、自動車盗及び住宅対象侵入窃盗は、過去10年以上にわたって共犯事件の割合が高く組織性が強い。 40頁
- 万引きのうちベトナム人によるものは、平成18年以降、共犯事件の割合が30%以上で推移するなど、組織性が強い。 21頁

### (2) より手口が巧妙化する犯罪インフラ事犯への対応

- 平成21年以降、いわゆる地下銀行の検挙件数は増加傾向にあり、商取引を装うなど送金方法が巧妙化している。 10頁
- ここ数年、永住者等との偽装結婚により我が国に在留していた例がみられる。 11頁

公 安 委 員 会 説明資料No.	平成26年春の全国交通安全運動 の実施について	平成26年3月27日 交 通 企 画 課
----------------------	----------------------------	-------------------------

1 実施期間

平成26年4月6日（日）から同月15日（火）までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、（一財）全日本交通安全協会・自動車安全運転センター等13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

(2) 全国重点

- 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則(注)の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

(注) 自転車安全利用の広報啓発に活用する基本的な通行ルール (H19.7中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

4 警察における運動推進の基本的な考え方

本運動を交通死亡事故抑止に向けた取組み強化の絶好の好機と捉え、自治体や関係機関・団体と連携して交通安全意識の高揚を促進する取組を推進する。

5 都道府県警察における取組事例

(1) 家族で交通ルールを学ぶ交通安全ウォークラリー大会

【島根県警察】

(2) 歩行シミュレーターを活用した高齢者交通安全教室

【宮城県警察】

(3) 通勤等に自転車を利用する外国人のための自転車安全教室

【滋賀県警察】

(4) 短大生を対象としたシートベルト・チャイルドシート着用効果学習の実施

【岐阜県警察】

(5) 飲酒運転撲滅のための市長参加の酒類提供飲食店訪問活動の実施

【沖縄県警察】

## 1 主な活動状況

### (1) 集団警備力の中核としての活動(出動状況)

治安警備(延べ約21万人)、重要施設警戒警備(延べ約33万人)、警衛・警護警備(延べ約10万人)、災害警備(延べ約12万人)、雑踏警備(延べ約4万人)、その他(延べ約37万人)。

### (2) 機能別部隊による活動(出動状況)

爆発物処理班(延べ約1万人)、銃器対策部隊(延べ約400人)、水難救助部隊(延べ約7,000人)、レスキュー部隊(延べ約3,000人)、N B Cテロ対応専門部隊(延べ約400人)、レンジャー部隊(延べ約2,000人)。

## 2 特別派遣の状況

### (1) 年間延べ派遣人員(人・日)

警衛警備、災害警備、暴力団対策等に伴う特別派遣の年間延べ派遣人員(人・日)は約29万1,000人。

### (2) 主な特別派遣

#### ア 東日本大震災への対応

現在は、福島県警察に対してのみ特別派遣を継続中。平成25年中の延べ派遣人員(人・日)は約10万7,000人。発災からの延べ派遣人員(人・日)は、約118万人(本年3月17日現在)。

#### イ 北九州暴力団対策への対応

平成24年4月19日(木)、福岡県北九州市内における暴力団情勢の緊迫化に伴い特別派遣を開始。平成25年中の延べ派遣人員(人・日)は、約10万5,000人。発生からの延べ派遣人員(人・日)は、約17万人(本年3月17日現在)。

## 3 好事例等

### (1) 北九州特別派遣中の強盗致傷事件被疑者の検挙(高知・管区機動隊)

### (2) 重要施設警戒中の軽犯罪法違反被疑者の検挙(兵庫・機動隊)

### (3) 重要施設警戒中の不法事案未然防止(警視庁・機動隊)

### (4) 北九州特別派遣中における火災現場での迅速的確な避難誘導

(大阪・管区機動隊、石川・管区機動隊)

### (5) 現場環境に配意した適切な広報(警視庁・機動隊)

公安委員会	平成25年における 警察庁CSIRTの活動状況について	平成26年3月27日 情報管理課
説明資料No.10		

平成24年5月31日に設置した警察庁CSIRTについて、平成25年における活動状況を報告する。

## 1 警察庁CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の体制

### (1) 任務

警察情報システムにおける情報セキュリティインシデント（※）に対し、迅速かつ組織的に対処

※ 不正プログラム感染事案、サイバー攻撃事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

### (2) 構成

情報管理課長を長とし、以下の3班で構成される。

- 総括班：情報の集約、関係部署との情報共有等
- 連絡班：総括班の指示の伝達等
- 解析班：電磁的記録の解析、インシデントの分析等

## 2 平成25年における警察庁CSIRTの活動状況

### (1) 情報セキュリティインシデント対処活動

警察情報システムにおける不正プログラムの感染の疑いのある検知事案等への対処を実施。

【参考】不正プログラムを検知した場合の対処例

被害端末の特定、ウェブサイトの閲覧・外部記録媒体の利用等感染ルートの特定、不正プログラムの解析、情報流出等の被害の特定、再発防止策の実施

### (2) 情報セキュリティインシデント未然防止活動

情報セキュリティインシデントの発生につながるおそれのあるぜい弱性情報について、注意喚起の情報を発出するなど、警察情報システムにおけるインシデント発生の未然防止を図った。

ア 文書作成用ソフトウェアのぜい弱性情報の認知に伴う利用制限措置について（2月）

文書作成用ソフトウェアにぜい弱性が発見されたことを受け、警察情報システムにおける当該ソフトウェアの利用制限を行い、ぜい弱性に起因する情報セキュリティインシデントの発生を防止した。

イ グーグルグループ等の業務上の利用禁止について（7月）

他の行政機関の職員がグーグルグループを利用した結果、業務に係る情報が外部から閲覧可能になった事案を受け、庁内に対する注意喚起を実施した。